

【用語】群馬郡上芝村ほか―箕郷町・高崎市・群馬町のうち 吾妻郡岡崎新田村―吾妻郡東村 水論―用水争いのこと 井料米―用水の使用料または維持費 糺明―罪・不正を問い糾し、調べること 口上書―裁判上の口供を筆記したもの 地形―土地の形 敷―堤の底部 馬踏―堤の頂上で人馬の通行ができる平らな部分 腹付―堤の斜面に土を盛る作業 上置―馬踏の上に盛る土 内法―さしわたし 門樋―水門 普請―土木・建築工事のこと

【解説】江戸時代の村落社会において、用水の確保は株まぐさの採取と合わせて農業生産に密接に関わる重要な問題であった。とくに榛名山麓の村々では灌漑用水として利用できる河川が乏しかったため、用水の利用をめぐる争論が絶えなかった。榛名山北麓の岡崎新田村は、元和二年（一六一六）幕府代官の岡上景親おかのぼりかげちかが沼尾川から岡上用水を引いて開発した新田として知られる。ところが、この沼尾川の水源であった榛名山御手洗水（榛名湖）の利用をめぐる、宝永四年（一七〇七）十月、榛名山東南麓の高崎領一カ村が幕府領の岡崎新田を相手どり訴訟を起こした。

この文書は、翌年十一月に幕府評定所が実地見分を行って下した水論裁許絵図の裏書である。これによれば、事件の発端は岡崎新田が利用してきた榛名山御手洗水を群馬郡一カ村側が灌漑用水として利用したいという願いに対し、岡崎新田村が拒否したことによる。この結果、幕府の裁定が下り、御手洗水の落口に溜堤を築き、そこに高さの異なる二つの門樋を伏せ、余水を一カ村側へ流すよう命じて決着したが、普請費用等は一一カ村側で負担することになった。なお、この文書は表に彩色の絵図が描かれており、東村指定の重要文化財でもある。